



平成 28 年 4 月 18 日

各 位

会 社 名 テクノプロ・ホールディングス株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 兼 CEO 西尾保示
 (コード番号：6028 東証一部)
 問 合 せ 先 取 締 役 兼 C F O 佐藤 博
 (TEL. 03-6385-7998)

**第三者割当による新株式並びに第三者割当による第2回及び第3回新株予約権
 (行使許可条項付ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」)の
 発行及び発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、平成 28 年 4 月 1 日付の取締役会において決議いたしました、Ⅰ. ドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする第三者割当による新株式（以下、「本新株式」といいます。）の発行並びにⅡ. ドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする第三者割当による第2回及び第3回新株予約権（以下、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、平成 28 年 4 月 18 日に、本新株式に係る発行価額の総額 430,220,000 円及び本新株予約権に係る発行価額の総額 24,900,000 円の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

本新株式及び本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、平成 28 年 4 月 1 日付プレスリリース「第三者割当による新株式の発行及び株式買取契約の締結並びに第三者割当による第2回及び第3回新株予約権の発行及び新株予約権買取契約（行使許可条項付ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

Ⅰ. 第三者割当による新株式の発行価額の払込完了について

(1) 払 込 期 日	平成 28 年 4 月 18 日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 140,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株当たり 3,073 円
(4) 調 達 資 金 の 額	429,220,000 円 (注1)
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当の方法による。
(6) 割 当 先	ドイツ銀行ロンドン支店

(注1) 調達資金の額は、本新株式の払込金額の総額から、本新株式の発行に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

**II. 第三者割当による第2回及び第3回新株予約権の発行及び新株予約権
(行使許可条項付ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」)の払込完了について**

(1) 割 当 日	平成28年4月18日
(2) 発行新株予約権数	2,650,000個 第2回新株予約権：2,000,000個 第3回新株予約権：650,000個
(3) 発行価額	総額24,900,000円（第2回新株予約権1個当たり10.5円、第3回新株予約権1個当たり6.0円）
(4) 当該発行による潜在株式数	2,650,000株（新株予約権1個につき1株） 第2回新株予約権：2,000,000株 第3回新株予約権：650,000株
(5) 調達資金の額	9,832,900,000円（注1）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第2回新株予約権：3,450円 第3回新株予約権：4,500円 第2回及び第3回新株予約権に関して、行使価額の修正は行いません。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割 当 先	ドイツ銀行ロンドン支店

（注1）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した金額から、本新株予約権の発行に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少いたします。

【ご参考】

※行使許可条項付ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」について

本手法は、当社が新株式の発行に際して希望する目標株価（資本調達目標株価）を2パターン定め、これを行使価額として設定した新株予約権です（下表の通り）。これは、将来の株価上昇を見越し、2パターンの行使価額によって、段階的に新株式を発行（ターゲット・イシュー）できることを期待して設定したものです。ドイツ銀行ロンドン支店の権利行使に関しては、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使が可能となる仕組みになっています。また、当該行使許可につきましては、行使対象となる株数及び行使期間の制約を定めており、ドイツ銀行ロンドン支店はこの制約の中で権利行使することとなります。さらに、当社は資金需要及び市場環境等を見極めながら、行使許可の是非を判断し、行使許可の都度、開示を行います。行使価額は原則として資本調達目標株価に固定されます。

本手法の特徴は、行使価額が原則として固定されること、すなわち行使価額がいわゆる Moving Strike Price（当社の株価に連動して日々行使価額が変動すること）にならないことにあり、本新株予約権の行使価額は、希薄化調整条項による調整がなされる場合を除き、変動しないことから、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第410条第1項及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第2条第2号の定める「MSCB等」には該当しません。また、当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）を定めるときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、発行価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行数	2,000,000 個	650,000 個
発行価額の総額	21,000,000 円	3,900,000 円
発行価額	10.5 円	6.0 円
行使価額	3,450 円	4,500 円
「行使価額の修正」の項目	無	無
行使期間	2年間	2年間
行使許可条項	有	有

以上